

■千代田区エリアマネジメント活動推進ガイドラインに対するご意見の概要と区の考え方

NO.	該当箇所	意見提出者の区分	ご意見の概要	区の考え方
1	第1章	5. その他計画等に利害関係を有する方(土地、建物所有者)	QOL 向上につながる活動として、エリアマネジメント活動を定義づけして頂いているが、次項以降で「地域の代表性」という文言がある。 QOL と言っても、視点は多面的であるため、活動がある程度の「地域の代表性」を持つという意味は大変重要であると考えます。活動は独りよがりにならず、多くの方から応援を受けられるものである事が望ましいと考える。しかしながら、すべての地域関係者が一致できる事は必ずしも現実的ではない。地域の中で受け入れられ、応援してもらっているという状況は「地域の代表性」という言葉で表現しておられると思いますので、本項においても、「地域の代表性」の重要性を明記しては如何か。	ご指摘のとおり、エリアマネジメント活動は、多くの方から応援を受けられるものであることが望ましいと考えております。そのため、第1章(P5)において、エリアマネジメント活動は、公的価値があるか、地域が求めているものであるか、地域で共有できているかといったことが重要であり、活動に対して地域の理解を得ることが必要であることを示しております。
2	第1章	1. 区内に住所を有する方	最初にエリアマネジメント活動推進ガイドラインの策定に尽力された関係者の方々へ感謝申しあげる。膨大な資料を読みこなすまでに至っていないが趣旨や概略については大筋賛同する。 ただし、マンション住民と旧来の住民とのコミュニティ形成は従来からの課題で解決策がないまま状況が変わらないと認識している。誰もが住みやすい地域をマネジメントするに具体的な実効性のある施策が必要である。地域の実態に合わないイベントのアイデアではコミュニティの課題解決につながらないと考える。	ご指摘のとおり、エリアマネジメント活動を行う際には地域の実態に沿っていることが重要であると考えています。そのため、千代田区におけるエリアマネジメント活動を、「地域の都心生活の質(QOL) 向上につながる活動」としております(P5)。コミュニティ形成に関するご意見については、担当する部署と共有するとともに、今後のまちづくりの参考にさせていただきます。
3	第4章	1. 区内に住所を有する方	「区民等」と表記されている運営団体は、どのような規模を想定しているか。過去の実績や資金担保等の条件があり、一定規模を満たす必要がある等制限があるのか。広く区民が活用できるよう、われわれのような区民の小規模な団体にも活用の道が開かれたガイドラインとなることを希望する。	第1章(P6)に記載のとおり、地域に住み、働き、学び、訪れる一人ひとりが実施主体だと考えており、具体の規模等については設定しておりません。一方で、第1章表エリアマネジメント活動の実施主体の属性(P7)で示しているとおり、実施主体により制度利用に際して差異があると認識しております。
4	第4章	1. 区内に住所を有する方	活動の内容を多くの区民に解ってもらい、活動の輪を広げる方法が分かりにくい。	活動の規模と活動の効果等は比例することから、活動の輪を広げることは重要だと認識しております。そのため、第6章において、今後検討すべき事項として、エリアマネジメント活動の総合相談窓口を示し、その期待される機能について、個人・グループと地域団体等・エリアマネジメント団体との調整・マッチングや、エリアマネジメント活動の実施主体や具体の活動の連携に向けた調整を示しております(P68)
5	第4章	1. 区内に住所を有する方	千代田区エリアマネジメント活動推進ガイドラインに沿って活動する場合、運営団体が費用負担することになるかと想定されるが、助成金の制度はあるか。	千代田区エリアマネジメント活動推進ガイドラインに沿った活動であることのみをもって、助成等を受けることができる制度等はございません。資料編(3)活動を支援する制度等(P16~34)に記載の制度等をご活用いただくこととなります。一方で、助成等によらず継続的に活動が行われ、日常化を進めるために、第6章(P69)において、今後検討すべき事項として、エリアマネジメント活動の地域経営化について示しております(P68)。

NO.	該当箇所	意見提出者の区分	ご意見の概要	区の考え方
6	第4章	5. その他計画等に利害関係を有する方(土地、建物所有者)	<p>エリアマネジメント活動の場所については公園や道路等の公共空間だけでなく、民地も大いに活用すべきと考える。</p> <p>一方、特定街区の有効空地や総合設計制度による公開空地など、現状は存在するエリアが相当限られる状況である。特に神田エリアにおいてはこういった活動に利用可能なスペースが道路空間等に限られ、持続的な地域活動活性化の阻害要因になりかねないと感じる。したがって、開発等によりエリアマネジメント活動に資する空地やスペースの創出をした場合、容積率のボーナスに留まらず、地域で長期に渡りスペースを活用するために、運用やメンテナンス、スペース整備に関する資金的、制度的な支援等のインセンティブがあってもよいのではないかと考える。</p>	<p>ご指摘のとおり、エリアマネジメント活動の実施においては公共空間と民間施設を連携して活用していくことが重要であると認識しております。そのため、第6章 2 制度活用の促進に向けた基準等の明確化(P68)に記載のとおり、民間施設も含めた公共空間等の情報を整理し、発信することについて検討することを示しております。具体的ご提案については、今後のまちづくりの参考にさせていただきます。</p>
7	第6章	3. 区内の事務所または事業所に勤務する方	<p>本ガイドラインは、公共空間等の活用“攻略”には多くの制度の許可等を経なければいけない事実を明らかにしたことにより、管理者側の理解と運用の柔軟化の必要性へのメッセージにもなっている点にも意義があると思料する。また、「地域経営化」にも触れている点は、単に活用を促すだけではない、意義と仕組み化の必要性に対するメッセージとして賛同する。</p> <p>第6章に記載の今後検討すべき事項について、各種制度活用の促進に向けた具体的な取り組みへの発展を期待する。</p> <p>特に「1 エリアマネジメント活動の総合相談」に関し、エリアマネジメント活動は複数の許認可権者等との調整が必要となることからワンストップ窓口の設置には大きな期待を寄せるとともに、当該窓口機能には、千代田区庁内の複数部署に渡る調整を効率化するため「活用内容の妥当性を判断する機能(窓口機能における判断が各所管においても踏襲される)」を有することを期待する。</p>	<p>素案に対する賛同のご意見として受け止めさせていただきます。</p> <p>第6章(P68)に記載の、エリアマネジメント活動の総合相談窓口については、当分の間は景観・都市計画課で対応してまいります。</p>
8	第6章	3. 区内の事務所または事業所に勤務する方	<p>エリアマネジメントについてのガイドラインについて賛成致す。</p> <p>千代田区として計画を推進するためのフローが必要では無いかと考える。エリアマネジメントは、区役所内においても担当部署間の連携が重要であり各部署間での連携方法なども示されると良いと考える。</p>	<p>ご指摘のとおり、エリアマネジメント活動の推進に向けては、区役所内における連携が重要だと認識しております。そのため、第6章(P68)において今後検討すべき事項として、エリアマネジメント活動の総合相談窓口について示すとともに、当分の間は景観・都市計画課で対応してまいります。</p>
9	第6章	3. 区内の事務所または事業所に勤務する方	<p>エリアマネジメント組織を公有地活用の窓口組織としてだけでなく、行政的な位置づけをはっきりさせた上で、町会・商店会同様の各種補助金制度を活用できるように整備していただきたく思います。</p> <p>また現在のデベロッパーが身銭を切って活動を維持している状況は持続性に疑問符がつくものだと思います。エリマネ組織が稼ぐ仕組みが構築された日比谷ミッドタウンの事例などを区として積極的に横展開し、持続可能で発展的なエリマネをシステム化していただきたく思います。</p>	<p>エリアマネジメント活動は、一度のみの活動で終わるのではなく、継続的に実施され、日常化していくことが重要だと考えております。そのため、第6章(P69)において、エリアマネジメント活動の地域経営化に向けて、エリアマネジメント団体のあり方等について検討することを示しております。</p>

NO.	該当箇所	意見提出者の区分	ご意見の概要	区の考え方
10	第6章	1. 区内に住所を有する方	内容的には魅力に溢れた事と思う。活用を目指したい。 しかし、多岐に渡る内容でワンストップの様な部所が必要と思った。目的に合った活動を考える時に悩み、少なくなりつつ住民活動を目指している自分達に何が合うのかが見えない点を感じる。	ご指摘のとおり、ワンストップで活動の相談等ができることが重要だと認識しております。そのため、第6章(P68)において、今後検討すべき事項として、エリアマネジメント活動の総合相談窓口について示すとともに、当分の間は景観・都市計画課で対応してまいります。
11	第6章	1. 区内に住所を有する方	複数の制度を活用する場合(例:道路使用許可×公開空地利用)、複合的に相談に乗って頂くことは可能か。それぞれの許可の担当者の方と別々に交渉するより、一つのプロジェクトとして横断的に交渉できるような仕組みとなることを希望する	ご指摘のとおり、活動に対して複合的に相談等ができることが重要だと認識しております。そのため、第6章(P68)において、今後検討すべき事項として、エリアマネジメント活動の総合相談窓口について示すとともに、当分の間は景観・都市計画課で対応してまいります。
12	第6章	1. 区内に住所を有する方	文化的な事業を公開空地で行う場合、それぞれ貴部署と地域振興部に別々に相談することになるのか。一つのプロジェクトとして横断的に交渉できるような仕組みとなることを希望する。	活動において活用する制度等により異なる場合があるため、一概にはお答えしかねます。一方で、複数部署に関わる活動について、横断的に相談できる必要性は認識しております。そのため、第6章(P68)において、今後検討すべき事項として、エリアマネジメント活動の総合相談窓口について示すとともに、当分の間は景観・都市計画課で対応してまいります。
13	その他	1. 区内に住所を有する方	スポーツやその他文化イベントなどに参加したいと思っているが、開催場所がスポーツセンターや富士見体育館等で、番町麴町地区から通うのは少し不便を感じる。一番町児童館など番町麴町地区でもスポーツ講習会やイベント等の開催をご検討いただきたい。	ご指摘のとおり、イベント等の開催にあたっては、参加のしやすい場所で開催することが重要だと考えます。具体的ご提案については担当する部署と情報を共有するとともに、今後のまちづくりの参考にさせていただきます。
14	その他	1. 区内に住所を有する方	ガイドライン検討会を強化されてはいかがか。まず区民委員が2名と少な過ぎる。区民や企業の意見を幅広く反映させるために少なくとも神田、番町麴町、九段富士見の3方面の区民から少なくとも2名、合計6名は最低必要ではないか。そして、区民委員の公募も募集の周知を区報などで分かりやすく発信して欲しい。また、長期に区民委員が同一人物に固定しないように随時入れ替えるルールを決めてはいかがか。 同様に地元密着した活動をしている町会からの参加者も少なく見える。地域の実情を検討会に反映できる委員を増やすよう組み替えが可能であれば是非お願いしたい。	今回のガイドラインは、地域に関わる一人ひとりが主体となり、まちを「使いこなす」ことがチャンレンジできるようにするため、エリアマネジメント活動の手法・制度等についてまとめたもので、こちらについては区全体で共有するものと考えております。 一方、地域で具体的なエリアマネジメント活動を行う際には、ご指摘のとおり当該地域の区民や企業の意見を幅広く聞き、反映させる必要があると考えております。 区民委員の公募についてや、運用方法に関しましては、ご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。
15	その他	3. 区内の事務所または事業所に勤務する方	エリアマネジメントを推進するにあたり、地元との連携は不可欠であると考えている。協議会で何年も掛けて決めてきたことを、陳情と称して事業を止める方々がいるようだが、協議会の委員の方々のご苦労を考えると毅然とした態度も必要であると考えている。千代田区としての事業を進めるにあたっては、区役所、区議会、各委員会、沿道協議会、各町会との位置関係を明確にし、事業が立ち止まらないようにすべきだと考える。	ご指摘のとおり、エリアマネジメント活動の推進にあたっては、地元との連携は不可欠であると認識しております。区としての事業の進め方に関する具体的ご提案については、担当する部署と情報を共有するとともに、今後のまちづくりの参考にさせていただきます。

NO.	該当箇所	意見提出者の区分	ご意見の概要	区の考え方
16	その他	1. 区内に住所を有する方	活動が主旨に合っているかの検証が必要である。会計の公開性を高める為にも、公開性を担保すべきである。一般の区民にも作れる為にも公開性を担保すべきである。専門的な会社等がこの制度を利用する時にも、公開性の制度、第三者機関の設置が必要と感じる。特定の制度に堪能な組織優遇制度では無い、公開性の高い第三者機関を作るべきである。	第1章（P5）に記載のとおり、活動が公的価値があるか、地域が求めているものであるか、地域で共有できるかが重要であると認識しております。具体のご提案については、今後エリアマネジメント活動を推進する際の参考にさせていただきます。
17	その他	3. 区内の事務所または事業所に勤務する方	千代田区ウォークブルまちづくりデザインの実現に向け、多様な活動とチャレンジを喚起するため、まちを「使いこなす」ための公共空間を中心とした活用の“攻略”ガイドラインを千代田区自ら発出されることは大変意義深く、大いに賛同する。本ガイドラインにより、公共空間等の活用を検討する主体のみならず、多くの街のステークホルダ・管理者がこれらの活動を受け入れるための理解の促進につながることを期待する。	素案に対する賛同のご意見として受け止めさせてさせていただきます。